

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成31年1月22日(火) 最高裁判所中会議室
委員	委員長 野澤正充(立教大学副総長, 法務研究科教授) 委員 根本清(元会社員) 委員 山内久光(弁護士)
対象期間	平成30年4月1日~平成30年9月30日
契約の現状等の説明	平成30年度上半期における契約状況について
個別審議案件 (5件)	契約件名: 保管金事務処理システムの運用保守等 契約金額: 182,196,000円 契約締結日: 平成30年4月2日 契約方式: 一般競争入札(総合評価落札方式) 契約庁: 最高裁判所
	契約件名: 司法研修所及び裁判所職員総合研修所等構内庭園 管理作業 契約金額: 14,904,000円 契約締結日: 平成30年4月2日 契約方式: 一般競争入札 契約庁: 最高裁判所
	契約件名: 司法研修所及び裁判所職員総合研修所等エレベーター 一等設備保守 契約金額: 8,359,200円 契約締結日: 平成30年4月2日 契約方式: 一般競争入札 契約庁: 最高裁判所
	契約件名: 裁判員量刑検索システム専用プリンタの購入 契約金額: 408,326円 契約締結日: 平成30年7月20日 契約方式: 一般競争入札 契約庁: 最高裁判所
	契約件名: 平成29年度(第71期)司法修習生考試事務業務委託 契約金額: 39,959,519円 契約締結日: 平成30年7月5日 契約方式: 一般競争入札 契約庁: 最高裁判所

次回抽出委員の指定	根本委員を次回委員会における審議案件抽出委員に指定
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし

(別紙)

質 問 ・ 意 見	回 答 等
<p>個別審議案件</p> <p>(1) <u>保管金事務処理システムの運用保守等</u></p> <p>(問) 1者入札の是正のために複数の業者に参入の意思を確認した結果、どういう要因から今年度は3社が参考見積書の提出に応じたのか。</p> <p>(問) 運用保守業務について、新規参入業者にとって参入障壁としてどのようなことがあるのか。</p> <p>(問) 評価基準の価格の配点を高めると、新規業者が参入しやすくなるが、保守対応の評価が高くない業者が受注することで、基幹システムである本件保管金システムの安定した運用に支障が生じるのではないか。</p>	<p>(答) これまでは、参考見積書に応じたのは2者だけに留まっていたが更に1者の提出があった。</p> <p>これは、運用保守を受注することで本件システムの知識や運用のノウハウを習得し、改修業務も受注できる態勢を得ることで、受注者の事業として採算に合うと考えたのではないか。</p> <p>(答) 本システムを開発した業者以外の業者が運用保守を受注することで、他の業者も参入が可能だと知られると競争が激化して、初期コストを回収できなくなるとの懸念から入札参加にまでは至っていないのではないかと考えられる。</p> <p>新規参入業者が初期コストを回収しやすくする方法として、発注する運用保守の期間を5年とすることも検討したが、5年後の運用保守内容を確定することは困難なために採用まで至っていない。</p> <p>(答) 財務当局から予算の効率的な執行を要請されており、予算の編成及び執行を掌る部署としては、率先して実践しなければならないと考えている。</p> <p>運用保守で業者の対応に不足があれば、システム担当部署として対応に当たるのでシステムの安定した運</p>

<p>(2) <u>司法研修所及び裁判所職員総合研修所等構内庭園管理作業</u></p> <p>(問) 落札者以外の入札参加業者の第1回入札額に比べ、予定価格及び落札金額が低すぎると思われるが、落札者の受注後の作業内容に問題はなかったか。</p> <p>(意見) 参入しやすい作業かと考えられるので一者入札の是正と同様の観点から複数の入札参加者が2回目の入札を辞退したことについて、詳細な分析が必要であると考えられる。</p>	<p>用に支障はないと考えている。</p> <p>(答) 受注者は、仕様書どおり作業をしているので問題ないと考えている。一見すると作業範囲が広く、樹木も多いため、効率的に作業を行うとなると一定のノウハウの習得が必要になると考えられるところ、現契約業者は既にそのノウハウを習得していることから入札金額を抑えることができたのではないかと考えられる。</p> <p>また、入札参加業者から入札前に作業エリアを下見したいとの申し出もなかった。</p>
<p>(3) <u>司法研修所及び裁判所職員総合研修所等エレベーター等設備保守</u></p> <p>(問) 昨年度契約額及び本年度の予定価格と比べどうして安くなったのか。</p>	<p>(答) 低入札の理由について本件契約業者からヒアリングしたところ、ここ数年間継続して受注していることから本年度についてもなんとしても受注したいとの受注意欲が高かったことと、エレベーターなどの昇降機の保守専門業者である利点を生かし、利益の出る限度で保守料の利幅を減少させた企業努力の結果とのことであつた。</p>

(4) 裁判員量刑検索システム専用プリンタの購入

(問) 業者が事前に提示した参考見積価格がなぜ高いのか。

(答) 昨年度調達したプリンタも参考見積価格と比べ、落札価格は同様に相当低かった。購入価格原価は、相当安いと思われる。

また、競争原理が働くように入札参加資格の等級をCだけからA～Dとすることで参加間口を広げたことから競争の結果と思われる。

(5) 平成29年度(第71期)司法修習生考試事務業務委託

(問) 業者からみたら業務実施のための要員を確保できるかで受注できるかが決まると思われるが、考試を実施する東京と大阪とに業務を分けて発注できないか。

(答) 東京と大阪とで業務を分けることは理論的には可能だが、業務の均一性を重視しており、また、長い準備期間中に異なる業者と打ち合わせを行う負担や考試の際の配付物が発送側と受領側で業者が異なると想定外の事故につながる懸念される等の理由により東京と大阪とに業務を分けて発注することは考えていない。

(問) 司法試験は、どのように実施しているのか。

(答) 確かなことではないが、1試験会場ごとに1社が受注していると聞いている。

(意見) 1日7時間半を5日間実施する考試の特殊性が参入障壁になっていると考えられるが、引き続き複数の業者に声かけされて1者入札の是正に取り組んでもらいたい。